

— 小金原おやじの会 会則 —

- 第1条（名称） この会は、「小金原おやじの会」と称する。
- 第2条（事務局） この会は、事務局を松戸市立栗ヶ沢中学校に置く。
- 第3条（目的） この会は、子供たちや学校を支援するための行動を通して、会員の親睦とより良い地域社会作りへの貢献を目的とする。
- 第4条（会員） 第3条に賛同し活動に参加できる者。
- 第5条（活動） 第3条の目的を達成するために地域と連携し活動を行う。全ての会員はこの活動に原則として年一回以上参加する。
- 第6条（役員） この会においては、次の役員を置く。役員の再選は妨げないが、最長三年とする。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 会 計 若干名
 - (4) 書 記 若干名
- 第7条（係り） この会は役員の外に、活動に応じて係を置く。
- 第8条（総会） この会の総会は年1回とする。全ての会員は総会に参加(委任を認む)する。
- 第9条（会費） この会の会費は、特にこれを定めない。但し、活動上で必要な時に集める。
- 付則 この会則は、平成17年10月1日より施行する。
- 付則 平成18年10月2日改定および施行。
- 付則 係について。平成19年9月30日より施行する。
- 付則 平成20年9月27日係についての付則の改定および施行。
- 付則 平成21年9月26日係についての付則の改定および施行、メーリングリストについての付則の施行。

付則
付則

平成24年9月30日第6条(役員定数と任期)変更および施行。
平成26年9月28日第5条および第8条の変更および施行。

— 小金原おやじの会 付則 係について —

1) 小金原大運動会

- ・ 実行委員会に出席する。運動会当日が総会直後となる場合は、前年度の係が総会後の運動会行事も担当する。
- ・ 協力参加するための準備品の手配、前日準備主導、当日主導、反省会の出席等を行う。参加できないときは代理等、支障のないような手配をする。

2) ふれあいイベント

- ・ おやじの会主催ふれあいイベントの企画・準備・開催の主導(基本的に年1回開催)

3) 福祉フェア

- ・ 小金原社協等主催の福祉フェアの実行委員会に出席する。
- ・ 協力参加するための準備品の手配、前日準備主導、当日主導、反省会の出席等を行う。参加できないときは代理等、支障のないような手配をする。

4) パトロール

- ・ パトロール活動(定例後・深夜・祭り・年末)
- ・ 全般の企画・準備・開催の主導

5) 親子天体観測会

- ・ おやじの会主催親子天体観測会の企画・準備・開催の主導(基本的に年1回開催)

6) 懇親会

- ・ 周年懇親会、行事後懇親会等の企画・準備・開催の主導

7) 子ども会行事

- ・ 子ども会行事に協力参加するための打合せ・参加者手配・当日主導を行う。参加できないときは代理等、支障のないような手配をする。

8) 小金原子どもまつり

- ・ 小金原子どもまつりの実行委員会に出席
- ・ 協力参加するための準備品の手配、準備主導、当日主導、反省会の出席等を行う。参加できないときは代理等、支障のないような手配をする。

9) 地域夏まつり

- ・ 地域夏まつりの実行委員会に出席
- ・ 出店・子供盆踊り・神輿で協力に参加するための準備品の手配、準備主導、当日主導(参加できないときは代理等、支障のないような手配をする)
- ・ 出店申込・出店者説明会・翌日清掃に参加する。参加できないときは代理等、支障のないような手配をする。

※すべての係は会長・副会長と連携して活動をしていき、地域・学校等との連絡等も適当な連絡方法で行って活動していく。

— 小金原おやじの会 付則 メーリングリストについて —

- 1) 送信時間は8時から23時とする。23時から翌日8時迄は送信しない。
- 2) 特定メンバーのみに宛てた内容の送信は行わない。
- 3) 内容が「了解」のみの簡単な返信は行わない。必要であれば送信者に直接送る。ただし行事参加の可否の返信は除く。
- 4) 返信の際に不必要な全文引用は行わない。必要部分のみ引用する。
- 5) メーリングリストの内容は会員間のプライベート情報であるため、無断で会員外への開示を行わない。